

○矢板市重度心身障害児者介護手当支給条例

平成12年3月17日

条例第9号

改正 平成14年9月30日条例第34号

平成17年3月25日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、日常生活の困難な重度身体障害児者及び重度知的障害児者（以下「重度心身障害児者」という。）を常時介護している者（以下「介護者」という。）に対し、重度心身障害児者介護手当（以下「手当」という。）を支給することにより、重度心身障害児者及びその介護者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害児者」とは、本市に住所を有する者で、次の各号の一に該当する者をいう。ただし、介護保険の要介護認定者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級の障害を有する者であって日常生活において常時介護を必要とする者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において障害の程度が重度と判定され、日常生活において常時介護を必要とする者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が日常生活において、常時介護が必要と認めた者

2 この条例において「介護者」とは、本市に住所を有する者で、重度心身障害児者と原則的に同一世帯で、現に重度心身障害児者の食事、入浴、排泄等日常生活の介護をしている者（介護者が2人以上いるときは、主たる介護者とする。）をいう。

（平14条例34・平17条例19・一部改正）

（受給資格）

第3条 この条例の定めるところにより手当を受けることができる者は、介護者とする。

2 手当を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その旨を市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けたときは、審査の結果を申請者に通知しなければならない。

（受給資格の喪失）

第4条 前条の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当するときは、手当の受給資格を失う。

（1） 介護者でなくなったとき。

（2） 本市に住所を有しなくなったとき。

（3） 重度心身障害児者が死亡したとき。

（4） 重度心身障害児者が第2条第1項又は第2項の規定に該当しなくなったとき。

2 受給者は、前各号の一に該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（手当の額及び支給方法）

第5条 手当の額は、重度心身障害児者1人につき月額8,000円とする。

2 手当は、受給資格の認定された日の属する月の翌月から、受給資格喪失の日の属する月まで支給する。

3 手当は、毎年4月及び10月にそれぞれ前月までの分を支給する。

(平17条例19・一部改正)

(手当の支給制限)

第6条 市長は、重度心身障害児者が次の各号の一に該当するときは、手当の支給を停止する。

(1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉施設その他これに類する施設に入所したとき。

(2) 知的障害者福祉法に規定する知的障害者福祉施設その他これに類する施設に入所したとき。

(3) 疾病等により病院又は診療所に入院し、介護を必要としなくなったとき。

2 市長は、受給者が次の各号の一に該当するものと認めたときは、手当の全部又は一部の支給を停止することができる。

(1) 重度心身障害児者の介護を著しく怠ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(未支給の手当)

第7条 市長は、受給者が死亡し、又は所在不明となった場合において、その者に支給すべき手当でまだその者に支給しなかった額があるときは、当該受給者に代わって重度心身障害児者と同居し、生計を維持する者に対し、その未支給の手当を支給することができる。

(手当の返還)

第8条 市長は、偽りその他の不正な行為により手当の支給を受けた者がいるときは、その者から当該支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 手当の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することができない。

(届出)

第10条 第3条の規定による受給資格の認定内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に廃止前の矢板市高齢者等在宅福祉支援に関する条例（昭和49年矢板市条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成14年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第19号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。